

# 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（仮称）案の概要について

平成 26 年 1 月 25 日

内閣府大臣官房番号制度担当室

## 1. 個人番号関係として、以下の事項について規定すること。

- 郵便又は信書便による通知カードの送付、通知カードの返納など通知カードに係る手続、変更が必要な理由を記載した請求書の提出など個人番号の変更に係る手続。（法 7 条 1・2・7 項、8 条 1 項）
- 個人番号の桁数(12 桁)など個人番号の構成。（法 8 条 1・2 項）
- 本人確認の措置は、個人番号が記載された住民票等の書類の提示を受けることその他主務省令で定める措置とすること。また、代理人による場合は、委任状等の主務省令で定める書類の提示を受けることその他主務省令で定める措置とすること。（法 16 条）
- 有効期間等の個人番号カードの記載事項、写真を添付した交付申請書の提出など個人番号カードの交付、失効、返納に係る手続、カード保有者の事前の同意など個人番号カードの IC チップ空き領域の利用に関する事項。（法 2 条 7 項、17 条 1・6・7 項、18 条）

## 2. 特定個人情報の提供関係として、以下の事項について規定すること。

- 特定個人情報を提供できる住民基本台帳法・地方税法の規定。（法 19 条 6・8 号）
- 地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全確保措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することその他の主務省令で定める措置とすること。（法 19 条 8 号）
- 社債等の発行者に準ずる者を定めるとともに、社債、株式等の振替に関する法律の規定により提供される特定個人情報の安全確保措置は、提供を受ける者の名称、提供の日時、特定個人情報の項目等を記録することその他の主務省令で定める措置とすること。（法 19 条 10 号）
- 特定個人情報を提供できる公益上の必要があるときは、租税に関する法律の規定による質問等が行われるとき等とすること。（法 19 条 12 号）
- 総務大臣による情報照会者又は情報提供者への符号の通知及び特定個人情報の項目等の送信による情報の提供の求めの方法など情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携の手続。（法 19 条 7 号、21 条 2 項、22 条 1 項）

- 情報提供等の記録の保存期間を7年とすること。(法23条1項)
- 情報保護評価が必要な電子計算機処理に伴う措置は記録媒体の保管等とすること。(法27条1項5号)
- 行政機関個人情報保護法の個人情報ファイルの保有等に関する事前通知の特例・行政機関個人情報保護法等の開示請求の特例。(法29条1項、30条1・2項)

### 3. 特定個人情報保護委員会関係として、以下の事項について規定すること。

- 各議院審査等に準ずる手続を規定すること。(法53条)

### 4. 法人番号関係として、以下の事項について規定すること。

- 法人番号の桁数(13桁)など法人番号の構成、国の機関への法人番号の指定単位、国の機関・地方公共団体及び設立登記法人以外の法人又は人格のない社団等への法人番号の指定手続。(法58条1項)
- 法人番号等が記載された書面の通知など法人番号の指定に係る手続。(法58条1・2項)
- 届出による法人番号の指定を受けられる者等届出による法人番号の指定に係る手続。インターネットの利用等法人番号の公表に係る手続。(法58条2・3・4項)

### 5. その他として、以下の事項について規定すること。

- 激甚災害が発生したときに準ずる場合。(法9条4項)
- 機構保存本人確認情報の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者。(法14条2項)
- 施行期日、経過措置